

## **令和8年度地方独立行政法人静岡県立病院機構 集配金警送業務委託契約書(令和8~12年度)**

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）との間に、「令和8年度地方独立行政法人静岡県立病院機構集配金警送業務  
委託契約書（令和8~12年度）」を次のとおり締結する。

### （基本的義務）

**第1条** 甲は、乙に対し本契約に定めるところにより業務の処理を請け負わせ、乙は信義・  
誠実をもち、業務を完遂する義務を負う。

### （委託業務の内容）

**第2条** 甲は、甲の売上金等の集金（以下、「集金業務」という）及び甲が使用する釣り銭  
の配金（以下「配金業務」という）の警備輸送（以下、「警送業務」という）を乙に委託  
し、乙はこれを受託する。

#### （1）業務の内容

- ア 下記3病院に共通する事項を別紙「集配金警送業務共通仕様書」に定める。
  - イ 静岡県立総合病院（以下、「総合病院」という）における業務  
別紙「個別仕様書<総合病院>」及び付帯文書に定める。
  - ウ 静岡県立こころの医療センター（以下、「こころの医療センター」という）における業務  
別紙「個別仕様書<こころの医療センター>」及び付帯文書に定める。
  - エ 静岡県立こども病院（以下、「こども病院」という）における業務  
別紙「個別仕様書<こども病院>」及び付帯文書に定める。
- （以下、必要に応じ各仕様書及び付帯文書を総合して「仕様書等」という。）

#### （2）実施場所

- ア 静岡市葵区北安東4丁目27番1号 総合病院内
- イ 静岡市葵区与一4丁目1番1号 こころの医療センター内
- ウ 静岡市葵区漆山860番地 こども病院内

### （委託業務の対象）

**第3条** 本業務の対象たる売上金等は、日本国の紙幣及び硬貨に限るものとし、本業務の中で日本国の紙幣及び硬貨以外の偽造紙幣・硬貨が発見された場合は、現金を引き渡した者の責めとし、引き受けた者は速やかに返却することにより差額分の返済を受けるものとする。

### （契約期間）

**第4条** 本業務実施期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

### （権利義務譲渡の禁止）

**第5条** 乙は、第三者に対し当該業務の全部若しくは一部の実施を委託し、あるいは請負わ

せ、又はこの契約によって生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(甲の指示)

**第6条** 乙は、業務の実施にあたって事前に甲と協議し、甲の指示に従って適正に業務を遂行しなければならない。

(仕様書等に関する通知義務)

**第7条** 乙は、仕様書等によることができないとき、又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えるものとする。

(実施計画書の提出)

**第8条** 乙は、第6条による協議結果を踏まえた**業務実施計画書（様式1）**を本業務開始5日前までに、甲に提出しなければならない。

(実施報告書の提出)

**第9条** 乙は、行った委託業務の実施結果について、遅滞なく**業務実施報告書（様式2）**を甲に提出しなければならない。

(委託料及び支払方法)

**第10条** 甲は、乙に対して本業務を実施するための費用（以下「委託料」という。）として、別紙1に定める金額に消費税等を加算して得た額（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ）を支払うものとする。

2 委託料は四半期ごとに支払うものとし、乙は四半期の業務終了後、翌月10日までに**四半期業務実施報告書（様式2）**を添えて甲に請求し、甲は、適切な請求書及び四半期業務実施報告書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

3 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税等の額は変動後の税率により計算する。

(釣り銭の払込)

**第11条** 甲は、業務開始にあたり、釣り銭に必要な原資について、業務開始7営業日前に乙の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(事故報告)

**第12条** 乙は、本業務の処理中に事故が発生した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(臨機の措置)

**第13条** 乙は、本業務の実施上止むを得ないときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 乙は、前項の措置をとったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した

費用のうち、乙が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(契約の解除)

**第14条** 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき（乙の信用が著しく悪化した場合を含む。）。
  - (2) 乙が法令等又は本契約（仕様書等の内容を含む。）に違反したとき。
  - (3) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
  - (4) 乙が故意又は重大な過失により甲又は第三者に損害を与えたとき。
  - (5) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- 3 甲は、前項に定めるもののほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - (3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 4 甲又は乙は、正当な理由により3か月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

**第15条** 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
  - (2) 前条第2項第1号から第4号まで又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。
- 2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(契約の変更)

**第16条** 甲又は乙は、天災その他甲及び乙の責めに帰さない理由又はその他の正当な理由により、本契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面を提出し、相手方の承諾を得なければならない。

(入金機について)

**第17条** 入金機にかかる特記事項については、次のとおりとするほか、必要な事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

(1) 甲は、甲の各病院に設置された乙の入金機に現金を投入し、乙はその現金を指定の期間内に入金された現金を指定の銀行口座に送金することとする。

(2) 入金された現金の所有権は甲の病院において、甲が入金機に現金を投入した後においても引き続き甲に帰属する。

(秘密の保持及び情報の保護)

**第18条** 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び病院事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

また、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(合意管轄)

**第19条** 本契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とともに合意する。

(定めのない事項の処理)

**第20条** 本契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、必要な事項については甲、乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

(甲) 静岡市葵区北安東4丁目27番1号  
地方独立行政法人静岡県立病院機構  
理事長 坂本 喜三郎

(乙)

## 別 記

### 個人情報取扱特記事項

#### 第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

#### 第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

#### 第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

#### 第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

#### 第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### 第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

#### 第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

#### 第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

## 業務実施計画書

地方独立行政法人静岡県立病院機構

理事長 坂本 喜三郎 様

事業者名	
代表者名	

### 1. 業務実施体制

住所	
連絡先部署・担当者名	
連絡先電話番号/FAX	
連絡先メールアドレス	

※通常時・非常時で連絡先が異なる場合は、両方記入すること。

### 2. 業務実施計画

下表により実施する。

	総合病院	こころの 医療センター	こども病院
集金日			
集金時間			
配金日		—	—
配金時間		—	—

## 業務実施報告書/四半期業務実施報告書

地方独立行政法人静岡県立病院機構

理事長 坂本 喜三郎 様

事業者名	
代表者名	

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間の業務実施について、次のとおり報告します。

### 1 業務実施内容

### 2 報告事項

## 別紙1

(単位 : 円、税抜)

区分	四半期額	年額	契約額(5年)
総合病院			
こころの医療センター			
こども病院			
計			